

平成25年11月7日

市政記者クラブ 様

名古屋市消費生活センター

担当：岡田・鈴木

電話：222-9679

「高齢者悪質商法110番」の実施をお知らせします

名古屋市消費生活センターは11月11日（月）から11月15日（金）まで愛知県弁護士会の協力を得て「高齢者悪質商法110番」を実施しますのでお知らせします。市民の方への周知をよろしくお願ひします。

記

1 高齢者悪質商法110番の実施について

(1) 趣 旨

平成24年10月1日より「金融商品等特別相談」窓口を開設し1年間が経過しましたが、高齢者の金融商品・詐欺的な投資商法等の被害が現在も続いています。

また、高齢者が生活の中でインターネットを利用する機会が増えているなかで、インターネット回線、モバイルデータ通信、携帯電話・スマートフォンなどの電気通信サービスをよく分からないままに契約したという高齢者の相談が増加しています。

そこで11月11日（月）より「高齢者悪質商法110番」と冠した電話相談を集中的に行います。

(2) 名 称

高齢者悪質商法110番

(3) 開催日時

平成25年11月11日（月）～15日（金）

午前9時～午後4時15分

(4) 相談体制

ア 電話相談のみ 電話番号 **222-9671**

イ 5日間とも解決困難な事例への対応・法律相談等に対応するため午後より愛知県弁護士会から弁護士1名が参加します。

2 啓発ポスターについて

「高齢者悪質商法110番」の周知のための啓発ポスターを作製し、地下鉄などへ掲出、区役所・支所、図書館などへ掲示し、啓発を実施します。

(1) 地下鉄掲出予定日

11月8日（金）～11月10日（日）3日間 全車両掲出

(2) 掲示予定場所

区役所・支所、図書館、社会福祉協議会など

(3) ポスターについて

[別添A4版ポスター見本](#)参照

3 消費生活相談の概要

詳細は本日付で資料を提供させていただきました「平成25年度上半期の消費生活相談の概要をお知らせします」をご覧ください。